

# 入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成25年1月16日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 清家 英貴

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名 独立行政法人農畜産業振興機構が発行する「畜産の情報」「野菜情報」及び「砂糖類・でん粉情報」の印刷及び梱包・発送
- (2) 諸条件 別紙の入札条件のとおり

## 2 入札参加資格

次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

※「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者とししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。  
これを代理人・支配人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 監査又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) 前項に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 入札時において、機構の入札参加資格に関する事前審査を受けこれに合格した者であって、かつ平成22～24年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における「物品の製造」の「その他印刷類」に登録された者であること。
- (4) 印刷業を主として営む者であること。
- (5) 平成25年1月28日（月）14：00より農畜産業振興機構 北館6階中会議室において開催する説明会に参加すること。

### 3 入札説明会の場所及び問い合わせ先等

#### (1) 入札説明会の日時及び場所

平成25年1月28日（月） 14：00より

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 北館6階中会議室

独立行政法人農畜産業振興機構

- ※1 入札説明会は、3情報誌（「畜産の情報」「野菜情報」及び「砂糖類・でん粉情報」）を同時に実施。
- ※2 仕様及び入札関係書類の確認、質疑応答等を行うので入札参加希望者は必ず参加すること。
- ※3 出席を希望する場合は、その旨を下記宛に平成25年1月25日（金）12時までに別紙「畜産の情報」「野菜情報」及び「砂糖類・でん粉情報」の印刷及び梱包・発送に係る説明会出席届（別紙）をFAXにより送信すること。ただし、出席者は各社2名までとする。

#### ※4 問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構

調査情報部企画情報グループ 中司

TEL 03-3583-9804

FAX 03-3584-1246

#### 4 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 平成25年2月12日(火) 13時30分～14時00分、入札後開札

(2) 場所 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

#### 5 その他

(1) 入札及び手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとし、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うため御理解と御協力をお願いします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

## 1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

## 2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上のいずれかの区分に該当する

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

## 3) 当方に提供する情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

## 4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

## (6) 落札者の決定方法

「畜産の情報」「野菜情報」及び「砂糖類・でん粉情報」のそれぞれについて、開札の結果、入札の条件で規定する無効の入札を除き、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(別紙)

平成25年度「畜産の情報」「野菜情報」及び「砂糖類・でん粉情報」の  
印刷及び梱包・発送に係る説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者 総括理事 清家 英貴 殿

住 所  
法人名

平成25年度「畜産の情報」「野菜情報」及び「砂糖類・でん粉情報」の印刷及び梱包・  
発送に係る説明会への出席を希望します。

なお、説明会への出席等に関する担当者は下記のとおりです。

#### 記

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mailアドレス

※ 出席者が複数の場合は、お手数ですが出席者それぞれについて所属・役職等を記入し  
て下さい。

## 入札条件

平成25年度に独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が発行する「畜産の情報」「野菜情報」及び「砂糖類・でん粉情報」の印刷及び梱包・発送に係る入札条件は下記のとおりとする。

### 記

#### 1 印刷及び梱包・発送の条件

別紙仕様書（「畜産の情報」「野菜情報」及び「砂糖類・でん粉情報」）のとおり

#### 2 印刷業者の条件

- (1) 各情報誌の編集作業時において、機構の要請に応じて印刷業者の営業担当者または編集担当者が速やかに来構できる体制が整っていること。
- (2) 初校から発行まで、各情報誌にそれぞれ専任の編集担当者をおくこと。また、各情報誌とも営業担当者をおくこと。

#### 3 入札書の記載事項

別添入札心得の様式第1号のとおり。なお、入札書には、印刷に係る価格、HTML等作成費用及び機構が別に指定する発送条件に係る梱包・発送経費の合計金額を記載すること。

#### 4 契約期間

平成25年3月1日から平成26年2月28日（平成25年4月号から平成26年3月号）までの発行に係る期間とする。

#### 5 契約価格

別紙仕様書の6に記載した印刷費及びHTML等作成費及び基本発送件数の1号当たりの価格及び別冊統計の印刷費を基本額とする。ただし、機構の都合で、次の(1)～(4)により、実際に発注する印刷物の頁数、部数及び発送件数が、基本頁数、基本部数及び基本発送件数と異なることがある。

- (1) 機構の都合により、別紙仕様書2の②の基本部数と異なる印刷部数を発注することがある。この場合の印刷金額は、印刷部数に1冊当たりの単価（(2)により

変更される場合は変更後の単価) を乗じて得た額とする。

- (2) 機構の都合により、別紙仕様書の2の②の基本頁数又は写真枚数と異なる印刷頁数又は写真枚数を発注することがある。この場合の1冊当たりの単価は、別紙仕様書6のモノクロ及びカラー頁又は写真の変更枚数をそれぞれの契約単価に乗じて得た額の合計額とする。
- (3) 機構の都合により、別紙仕様書のHTML等形式でのデータ作成費用としての基本頁数と異なる頁数を発注することがある。この場合の1冊当たり単価は、変更後の頁数に単価を乗じて得た額の合計額とする。
- (4) 機構の都合により、別紙仕様書の基本発送件数と異なる発送件数を発注することがある。この場合の発送金額は、変更後の件数に単価を乗じて得た額の合計額とする。

## 6 発送条件

- (1) 機構が別に指定する送付先に対し、発行日(「畜産の情報」及び「野菜情報」は原則として毎月25日、「砂糖類・でん粉情報」は原則として毎月10日)又は発行日の翌日に上記刊行物の送付を行うものとする。
- (2) 送付に要する経費は、送付伝票等の証拠書類に基づき支払うものとし、納品及び発送後10日以内に当該証拠書類を機構に提出するものとする。

## 7 契約の解除等

受注者が本条件に従わない場合、若しくは機構の都合によりこの印刷物の発行を中止又は廃止する場合は、機構は本条件に基づく契約の一部又は全部を解除することができるものとする。

なお、印刷物に重大な不具合が生じた場合には双方協議の上、請求金額を減額することができるものとする。

## 8 その他

印刷の細部については、機構の指示に従うものとする。

## 9 契約書 別添のとおり。

# 入札心得

## (総 則)

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の契約に係る平成25年度「畜産の情報」「野菜情報」及び「砂糖類・でん粉情報」（以下、「各情報誌」という。）の印刷及び梱包・発送に関する入札については、この心得によるものとする。

## (入 札 等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札公告、仕様書及び契約書等の入札説明書等資料の内容を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書（様式第1号）を、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）等を表記（様式第2号）し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。

3 入札参加者は、代理人によって入札する場合は、その委任状（様式第3号）を持参しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

6 入札参加者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

## (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## (無効の入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札に付される事項名又は入札金額の確認し難い入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第6条 開札は、入札後入札公告に示した場所及び日時に、入札者を立ち合わせて行う。

この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(落札者の決定)

第7条 独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則(平成15年10月1日付け15農畜機第152号、以下「契約事務細則」という。)第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

2 ただし、契約事務細則第13条第2項の規定に基づき予め設定した基準価格を下回った入札を行った者は、必ずしも落札者とはならない場合があり、入札結果を保留する。

3 落札者を保留等した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨を知らせる。

(再度入札)

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行なう。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は最初の入札に加わらなかった者及び契約事務細則第17条第2項の規定により入札を無効とされた者は入札に参加できない。

(同価格の入札)

第9条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 第1項の規定により決定した落札者が契約を締結しないときは、同価の入札をした他の者をもって落札者とする。

(契約書の提出)

第10条 落札者は、当機構から交付された契約書に記名押印の上、速やかに当機構に提出する。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札説明書等の配布書類は、入札時まで当機構に返却すること。
- (3) 入札書等作成に係る費用は、入札参加者が負担するものとする。

(様式第1号)

入札書 (畜産の情報)

年 月 日

独立行政法人 農畜産業振興機構

理事長 佐藤 純二 殿

住 所

会社名

代表者

(代理人)

印  
印

入札金額 ¥

※入札金額は合計額を記入すること。

内訳明細

平成25年度「畜産の情報」の印刷及び梱包・発送

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
<b>【畜産の情報】</b>			
表紙 カラー	4		円
本文 カラー	100 ページ *		円
本文 モノクロ	1 ページ *		円
写真加工料	21 枚 *		円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷の金額	① × 2,650部 *	=	円 ②
梱包・発送経費 (税抜き)	1件単価		
	1kg未満 円	× 件 =	円
	1kg以上 円	× 件 =	円
合計 件 *			円 ③
HTML形式等でのデータの 作成費用	1ページ単価 円	× 101ページ *	円 ④
<b>【別冊統計】</b>			
表紙 モノクロ	4		円
本文 モノクロ	88 ページ *		円
小計			円 ⑤(円未満切捨て)
印刷の金額	⑤ × 2,650部 *	=	円 ⑥
<b>合計金額(※)</b>	<b>②+③+④+⑥</b>		<b>円 ⑦</b>
消費税相当額	⑦ × 5%	=	円 ⑧
総額	⑦+⑧		円

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1) 1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) \*の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

① 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。

② 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。

③ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

注意: 1 入札年月日は必ず記入のこと。

2 用紙はA4版とする。

3 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。

4 ( )内は、代理人が入札するときを使用し、委任状に使用した印鑑と同じものを押印すること。この場合、代表社印は不要とする。

5 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者(代理人をもって入札参加する場合には代理人)の署名をもって代えることができる。

# 入札書（野菜情報）

年 月 日

独立行政法人 農畜産業振興機構  
理事長 佐藤 純二 殿

住 所  
会社名  
代表者  
(代理人)

印  
印

入札金額            円

※入札金額は合計額を記入すること。

内訳明細

平成25年度「野菜情報」の印刷及び梱包・発送

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
<b>【野菜情報】</b>			
表紙 カラー	4		円
本文 カラー	62 ページ *		円
本文 モノクロ	1 ページ *		円
写真加工料	35 枚 *		円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷の金額	① × 1,600部 *	=	円 ②
梱包・発送経費 (税抜き)	1件単価		
	1kg未満 円	× 件 =	円
	1kg以上 円	× 件 =	円
		合計 件 *	円 ③
HTML形式等でのデータの作成費用	1ページ単価 円 × 63ページ *	=	円 ④
<b>【別冊統計】</b>			
表紙 モノクロ	4		円
本文 モノクロ	168 ページ *		円
小計			円 ⑤(円未満切捨て)
印刷の金額	⑤ × 1,600部 *	=	円 ⑥
<b>合計金額(※)</b>	<b>②+③+④+⑥</b>		<b>円 ⑦</b>
消費税相当額	⑦ × 5%	=	円 ⑧
総額	⑦+⑧		円

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

- (注1) 1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。  
(注2) \*の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。  
① 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。  
② 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。  
③ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。  
(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

- 注意: 1 入札年月日は必ず記入のこと。  
2 用紙はA4版とする。  
3 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。  
4 ( )内は、代理人が入札するときを使用し、委任状に使用した印鑑と同じものを押印すること。この場合、代表社印は不要とする。  
5 印は、外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者(代理人をもって入札参加する場合には代理人)の署名をもって代えることができる。

入札書（砂糖類・でん粉情報）

年 月 日

独立行政法人 農畜産業振興機構  
理事長 佐藤 純二 殿

住 所  
会社名  
代表者  
(代理人)

印  
印

入札金額 ¥

※入札金額は合計額を記入すること。

内訳明細

平成25年度「砂糖類・でん粉情報」の印刷及び梱包・発送

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
<b>【砂糖類・でん粉情報】</b>			
表紙 カラー	4		円
本文 カラー	65 ページ *		円
本文 モノクロ	1 ページ *		円
写真加工料	15 枚 *		円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷の金額	① × 1,150部 *	=	円 ②
梱包・発送経費 (税抜き)	1件単価		
	1kg未満 円 × 件 =		円
	1kg以上 円 × 件 =		円
合計 件 *			円 ③
HTML形式等でのデータの作成費用	1ページ単価 円 × 66ページ *	=	円 ④
<b>【別冊統計】</b>			
表紙 モノクロ	4		円
本文 モノクロ	83 ページ *		円
小計			円 ⑤(円未満切捨て)
印刷の金額	⑤ × 1,150部 *	=	円 ⑥
<b>合計金額(※)</b>	<b>②+③+④+⑥</b>	<b>=</b>	<b>円 ⑦</b>
消費税相当額	⑦ × 5%	=	円 ⑧
総額	⑦+⑧	=	円

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1) 1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) \*の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

① 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。

② 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。

③ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

注意: 1 入札年月日は必ず記入のこと。

2 用紙はA4版とする。

3 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。

4 ( )内は、代理人が入札するときを使用し、委任状に使用した印鑑と同じものを押印すること。この場合、代表社印は不要とする。

5 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者(代理人をもって入札参加する場合には代理人)の署名をもって代えることができる。

(様式第2号)

封印用封筒記載例

(表)

平成25年〇月〇日午後〇時〇分開札	平成25年度	〇〇の情報の印刷及び梱包・	契約事務責任者	清家 英貴殿	独立行政法人農畜産業振興機構
-------------------	--------	---------------	---------	--------	----------------

住所  
商号又は氏名  
電話番号

(裏)

※	本人又は代表者印
※	本人又は代表者印
※	本人又は代表者印

【注意】※「本人又は代表者印」は外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。

(様式第3号)

## 委 任 状

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 佐藤 純二殿

私は、 印 を代理人と定めて下記権限を委任します。

### 記

独立行政法人農畜産業振興機構が発行する「〇〇の情報」の印刷及び  
梱包・発送」に関する一切の件

住 所

会社名

代表者名

印

- 注意：1 代理人使用印鑑は入札書に使用するものと同じものを押印すること。  
2 用紙はA4版とする。  
3 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。  
4 ただし書は、入札する情報誌名を適宜、記載すること。

# 契約書(案)

「〇〇情報の印刷及び梱包・発送」について、独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 佐藤純二（以下、「甲」という。）と株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇（以下、「乙」という。）との間に、次の契約条項によって、契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## 契約条項

### (総則)

第1条 乙は、甲が委託業務に関して提示する公告、仕様書の内容に基づき、委託業務を実施するものとする。

### (契約期間)

第2条 契約期間は平成25年3月1日から平成26年2月28日までとする。

### (契約金額)

第3条 契約代金については、次のとおりとする。ただし、基本部数等に変更がある場合は、別紙仕様書に基づき算定するものとする。なお、契約保証金は免除する。

#### 〇〇〇情報

(1) 印刷物（基本頁数、基本部数、基本写真枚数）

円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

(2) HTML等形式での作成費用

円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

(3) 梱包・発送費用（基本頁数、基本部数、海外を除く基本発送先）

円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

### (契約金額の支払)

第4条 契約金額の支払いについて、乙は、1回ごとの印刷及び発送等が終了した都度、その終了を証する書類を添付して甲に請求するものとする。ただし、受理した乙の支払請求書が不当のため、乙に返送した場合は甲がその返送した日から乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、これを請求期間に算入しないものとする。

(再委託の制限)

第5条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、7号にあっては、何らかの催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき又は契約期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための談合があったと認められるとき。
- (4) 乙又はその代表者等が反社会的勢力に該当することが認められたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (6) 乙について破産の申し立てがあったとき。
- (7) 乙が第10条の各号のいずれかに該当したとき。

(損害賠償責任)

第7条 甲が当該成果物の瑕疵により不要な損害を被った場合は、乙はその損害を契約金額の範囲内で賠償しなければならないものとする。

- 2 前項において、乙が甲に対して負う責任は、本契約に基づく情報の提供であって、乙が明らかに誤った情報を提供した場合の提案内容の実施に限られるものとする。
- 3 乙が納品した成果物の運用は、甲の責任において行われるものとする。

(履行遅延に対する違約金)

第8条 乙は期限内に委託業務を完了しないときは、期限の翌日から完了日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を徴収しなければならない。

(契約解除による違約金の徴収)

第9条 甲は、第6条第1項の規定（第2号を除く）に基づき、契約を解除したときは、乙から、原則として契約金額の100分の10に相当する金額を指定する期間内に違約金として徴収しなければならない。

(談合等に係る違約金の徴収)

第10条 甲は、乙が次のいずれかに該当したときは、契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を指定する期間内に談合等に係る違約金として支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条等の規定に違反する行為があった旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。
- (5) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(超過損害額の請求)

第11条 甲は、乙が第9条及び第10条の違約金の請求において、契約の解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(遅延利息)

第12条 甲は、乙が第8条、第9条又は第10条の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5%の割合で

計算した額の遅延利息を徴収しなければならない。

- 2 前項の場合において、支払い遅延が天災地変等やむを得ない理由によるものと認められるときは、当該理由の継続する期間は違約金を指定する期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(違約金及び遅延利息の端数処理)

- 第13条 第8条、第9条、第10条及び第12条の規定に基づき計算された違約金及び遅延利息の額が100円未満であるときは、その額を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

(違約金等の適用期間)

- 第14条 第6条、第9条、第10条及び第12条の規定は、この契約が終了した場合においても同様とする。

(違約金の相殺)

- 第15条 甲は、乙から取得すべき違約金があるときは、乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができるものとする。

(契約の変更)

- 第16条 甲は、必要により委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができるものとする。この場合、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(個人情報)

- 第17条 乙は、本契約を履行するに当たって知り得た個人情報を取り扱うときは、次の各号を遵守するものとする。

- 一 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 二 乙は、甲の承認を得た場合を除き、第三者に個人情報の取扱いを伴う事務を委託してはならない。
- 三 乙は、その行為を行わなければ本契約の履行ができなくなる場合を除き、個人情報の複製又は送信若しくは個人情報が記録されている媒体の送付又は持ち出しを

行ってはならない。

四 乙は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

五 乙は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体が不要となった場合は、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 甲は、乙が前条各号のいずれかに違反したとき又は個人情報の保護に関する甲の指示に従わなかったときは、契約を解除することができる。

3 甲は、乙の責任に帰すべき理由により個人情報が漏えいし、甲に損害が生じた場合は、乙に対して損害の賠償を請求することができる。

4 本契約を締結するに当たり、乙は甲に対し、次の各号について記載した書面を提出するものとする。

一 乙における個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制

二 甲が、乙における個人情報の管理状況についての検査又は報告を求めたときは、甲の指示に従うこと

(機密の保持等)

第18条 乙は、この契約に基づく委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約に基づく委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(乙の義務)

第19条 乙は、この契約の履行に当たり甲から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管し及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに甲に報告し、甲の指示に従って措置をするものとする。

(乙の権利)

第20条 乙は、法令の制定若しくは改廃又は予期することができない事由等により、契約金額が著しく不相当であると認められる場合には、甲にその旨及び理由を書面により提出するものとする。

2 前項の場合に、甲は乙の理由をやむを得ないと認めたときは、乙と協議して変更する

ことができる。

(第三者に対する損害)

第21条 乙がこの契約により第三者に損害を与えた場合は、契約金額の範囲内で乙の負担により処理するものとし、甲はその責を負わないものとする。

2 委託業務に関して第三者と知的財産権について紛争が生じた場合は、すべて乙の責任において処理するものとする。

(調査報告)

第22条 甲は、必要があると認めたときは、本契約に関する実施状況等について報告を求め、又は調査を実施することができるものとする。

(疑義の解決)

第23条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関して、前条に基づく甲乙間の協議が整わず、訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月 日

甲 東京都港区麻布台2-2-1

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 佐藤純二

乙

## 仕 様 書 (案)

(「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」)

## 1 契約期間

平成25年3月から平成26年2月末までの期間（平成25年4月号から平成26年3月号）とする。

## 2 発行日等

## ① 発行日及び発行頻度

各情報誌とも月刊発行とする。さらに、9月号発行に併せて別冊統計を発行する。畜産の情報及び野菜情報は毎月25日、砂糖類・でん粉情報は毎月10日に発行を行う。

## ② 印刷の基本部数及び基本頁数（表紙含まず）等

	基本部数	基本頁数		合計頁数	基本写真枚数
		カラー	モノクロ		
畜産の情報	2,650部	100	1	101	21
別冊統計	2,650部	-	88	88	-
野菜情報	1,600部	62	1	63	35
別冊統計	1,600部	-	168	168	-
砂糖類・でん粉情報	1,150部	65	1	66	15
別冊統計	1,150部	-	83	83	-

※機構の都合により、簡単な配色等の変更がある場合がある。

- ③ 校正 入稿から校了までの間、機構職員の指示に従い、来構又はメール、ファクス等を使って、機構が了承するまで校正作業を行うこと。（基本校正作業は3～5回とする。）

※カラーページは、全てカラー原稿での確認が可能であること。

## ④ 用紙

【畜産の情報】 【野菜情報】 【砂糖類・でん粉情報】

表紙：コート（マット）紙 135kg（見本参照）

本文：王子製紙「OKマットコートLグリーン100」A版38.5kgまたは、上記と同程度の用紙。ただし、同程度の用紙を使用する場合は品質証明ができること。環境省の定める環境物品等の調達の推進に関する基本方針(参考1)における印刷用紙に適合した用紙とする。

【別冊統計】

表紙：テンカラーエンボス皮しぼ(見本参照)

本文：王子製紙「OKマットコートLグリーン100」A版38.5kgまたは、上記と同程度の用紙。ただし、同程度の用紙を使用する場合は品質証明ができること。環境省の定める環境物品等の調達の推進に関する基本方針(参考1)における印刷用紙に適合した用紙とする。

⑤ 印刷方法 データ入力活字変換オフセット印刷

オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤のみを用いる印刷用インキを使用していること。

(1) 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。

(2) 古紙再生の阻害原因となる物質の使用を抑制していること。

⑥ 形式 「畜産の情報」、「野菜情報」及び「砂糖類・でん粉情報」すべてA4判両面印刷とし背文字を入れ、表紙も含め綴穴を2つあけること。

⑦ 製品の包装 可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

3 印刷部数等の変更

機構の都合により、基本部数、基本頁数、基本写真枚数及び基本HTML等頁数と異なる発注をすることがある。この場合の印刷金額は、1頁当たりの基本単価を印刷頁数に乗じた額に写真枚数を加えて得た1冊当たりの単価に印刷部数に乗じた額とする。

なお、基本HTML等頁数は、情報誌の基本頁数と同数とする。

4 発送

機構が別に指定する発送先に対し、2の①の発行日又は発行日の翌日に上記刊行物を梱包の上、発送を行うこと。

海外発送については、郵便局株式会社の国際スピード郵便（EMS）を利用し、梱包は衝撃に耐えうる強固なものにすること。

また、発送経費の支払は、国内発送については、発送伝票等の証拠書類、海外送付については郵便局株式会社の料金納付票等に基づき行うものとし、発送後10日以内に当証拠書類を機構に提出する。

なお、梱包及び発送に必要な封筒（別途指定）などの資材費すべてを契約業者が負担すること。

## 5 HTML等作成及びデータの提出

- (1) ホームページ掲載用データを機構の指定するHTML等形式で作成し、発行日の前々日（土、日、祝日は除く）までに、CD-R等の適当な媒体に保存し提出すること。
- (2) 契約期間終了後、毎月の印刷物の表紙、本文及び参考資料の編集用データについて、DTP制作に関するものはすべてを適当な媒体に保存し、機構に納品すること。また、最終稿のPDFも機構に提出すること。

## 6 契約価格の積算

### 【畜産の情報】

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
<b>【畜産の情報】</b>			
表紙 カラー	4	円	円
本文 カラー	100 ページ *	円	円
本文 モノクロ	1 ページ *	円	円
写真加工料	21 枚 *	円	円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷金額【畜産の情報】	① × 2,650部 *	=	円 ②
梱包・発送経費 (税抜き)	1件単価		
	g未満 円	× 件 =	円
	g以上 円	× 件 =	円
	合計 件 *		円 ③
HTML形式等でのデータの 作成費用	1ページ単価 円	× 101ページ *	円 ④
<b>【別冊統計】</b>			
表紙 モノクロ	4	円	円
本文 モノクロ	88 ページ *	円	円
小計			円 ⑤(円未満切捨て)
印刷の金額【別冊統計】	⑤ × 2,650部 *	=	円 ⑥
<b>合計額(※)</b>	<b>②+③+④+⑥</b>	<b>=</b>	<b>円 ⑦</b>
消費税相当額	⑦ × 5%	=	円 ⑧
総額	⑦+⑧	=	円

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1) 1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) \*の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML等頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

①基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。

②基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。

③基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

## 6 契約価格の積算

### 【野菜情報】

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
<b>【野菜情報】</b>			
表紙 カラー	4	円	円
本文 カラー	62 ページ *	円	円
本文 モノクロ	1 ページ *	円	円
写真加工料	35 枚 *	円	円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷金額【野菜情報】	① × 1,600部 *	=	円 ②
梱包・発送経費 (税抜き)	1件単価		
	g未満 円	× 件 =	円
	g以上 円	× 件 =	円
	合計 件 *		円 ③
HTML形式等でのデータの 作成費用	1ページ単価 円 × 63ページ *	=	円 ④
<b>【別冊統計】</b>			
表紙 モノクロ	4	円	円
本文 モノクロ	168 ページ *	円	円
小計			円 ⑤(円未満切捨て)
印刷の金額【別冊統計】	⑤ × 1,600部 *	=	円 ⑥
<b>合計額(※)</b>	<b>②+③+④+⑥</b>	<b>=</b>	<b>円 ⑦</b>
消費税相当額	⑦ × 5%	=	円 ⑧
総額	⑦+⑧	=	円

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1) 1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) \*の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

①基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。

②基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。

③基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

## 6 契約価格の積算

### 【砂糖類・でん粉情報】

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
<b>【砂糖類・でん粉情報】</b>			
表紙 カラー	4	円	円
本文 カラー	65 ページ *	円	円
本文 モノクロ	1 ページ *	円	円
写真加工料	15 枚 *	円	円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷金額【砂糖類・でん粉情報】	① × 1,150部 *	=	円 ②
梱包・発送経費 (税抜き)	1件単価		
	g未満 円 × 件	=	円
	g以上 円 × 件	=	円
	合計 件 *		円 ③
HTML形式等でのデータの 作成費用	1ページ単価 円 × 66ページ *	=	円 ④
<b>【別冊統計】</b>			
表紙 モノクロ	4	円	円
本文 モノクロ	83 ページ *	円	円
小計			円 ⑤(円未満切捨て)
印刷の金額【別冊統計】	⑤ × 1,150部 *	=	円 ⑥
<b>合計額(※)</b>	<b>②+③+④+⑥</b>	<b>=</b>	<b>円 ⑦</b>
消費税相当額	⑦ × 5%	=	円 ⑧
総額	⑦+⑧	=	円

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1) 1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) \*の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

① 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。

② 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。

③ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

参考 1

# 環境物品等の調達に関する基本方針

平成 2 4 年 2 月

## 【印刷用紙】

塗工されていない印刷用紙	<b>【判断の基準】</b> ①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。
塗工されている印刷用紙	イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を備考4の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④再生利用しにくい加工が施されていないこと。 <b>【配慮事項】</b> ①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ②バージンパルプが原料として使用される場合にあつては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び塗工量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

3 「総合評価値」とは備考 4 に示される  $Y_1$  又は  $Y_2$  の値をいう。

「指標値」とは、備考 4 に示される  $x_1, x_2, x_3, x_4$  の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考 4 に示される  $x_5, x_6$  の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考 4 の  $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5$  について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

4 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y_1 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4$$

$$Y_2 = (y_1 + y_2 + y_3) + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 10 \quad (60 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 40)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 40)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -0.5x_6 + 20 \quad (0 < x_6 \leq 10 \rightarrow x_6 = 10, 10 < x_6 \leq 20 \rightarrow x_6 = 20, 20 < x_6 \leq 30 \rightarrow x_6 = 30, x_6 > 30 \rightarrow x_6 = 40)$$

$Y_1, Y_2$  及び  $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$  は次の数値を表す。

$Y_1$ （塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）： $y_1, y_2, y_3, y_4$  の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

$Y_2$ （塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）： $y_1, y_2, y_3, y_5$  の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

$y_1$ ：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_2$ ：森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_3$ ：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_4$ ：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示された A ランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は 5、それ以外の紙である場合は 0

$y_5$  : 塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$x_1$  : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

$x_2$  : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_3$  : 間伐材パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_4$  : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_5$  : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

$x_6$  : 塗工量 (g/m<sup>2</sup>)

塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

- 5 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

- 6 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。

- 7 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。